

2022年消費者契約法改正 と今後の課題

消費者法の現状を検証し
将来の在り方を考える有識者懇談会

2022年8月30日

山本敬三

(京都大学大学院法学研究科教授)

I. はじめに

1. 消費者契約法の改正の経緯

平成21(2009)年11月		民法(債権関係)改正審議開始
平成26(2014)年 8月	内閣総理大臣から消費者委員会への諮問	民法(債権関係)改正要綱仮案
平成26(2014)年11月	消費者契約法専門調査会設置	
平成27(2015)年12月	消費者契約法専門調査会報告書 → 消費者委員会第1次答申	
平成28(2016)年 2月		民法(債権関係)改正要綱
平成28(2016)年 5月	消費者契約法改正(第1次改正)	
平成28(2016)年 9月	消費者契約法専門調査会(審議再開)	
平成29(2017)年 5月		民法(債権関係)改正成立
平成29(2017)年 8月	消費者契約法専門調査会報告書 → 消費者委員会第2次答申	
平成30(2018)年 6月	消費者契約法改正(第2次改正)	民法(成年年齢引下げ)改正
令和元(2019)年12月	消費者契約に関する検討会(「検討会」)	
令和 3(2021)年 9月	消費者契約に関する検討会報告書	
令和 4(2022)年 5月	消費者契約法改正(第3次改正)	

I . はじめに

2. 問題の所在－改正の「壁」と「骨太の議論」

「既存の消費者契約法の枠組みにとらわれない抜本的な検討も必要ではないか」

「将来に向け」ては、「消費者契約法が果たすべき役割とは何なのか」という観点から、「法体系全体の中での消費者法が果たすべき役割や、消費者法全体の中での各法律の実効的な役割分担を考えるといった、いわゆる骨太な議論」というのが必要である」

Ⅱ．消費者契約法の改正の経緯と残された課題

1. これまでの改正の経緯

(1)第1次改正－平成28(2016)年改正

締結過程の規制	不実告知につき重要事項の追加 過量販売取消し 取消しの効果(原状回復の特則) 取消権の行使期間の伸長	消契法4V③ 消契法4IV 消契法6の2 消契法7I
不当条項規制	免責条項につき「民法の規定による」の削除 解除権放棄条項 10条前段の例示:不作為の意思表示擬制条項	消契法8I③④ 消契法8の2 消契法10

Ⅱ. 消費者契約法の改正の経緯と残された課題

1. これまでの改正の経緯

(2)第2次改正－平成30(2018)年改正

努力義務	平明作成努力義務: 明確・平易の意味 情報提供努力義務: 消費者の知識・経験の追加		消契法3Ⅰ① 消契法3Ⅰ②
締結過程の規制	誤認による取消し 不利益事実の不告知につき重過失の追加		消契法4Ⅱ
	困惑による取消し	合理的な判断ができない事情の利用 経験不足による不安をあおる告知 経験不足による好意の感情の誤信に乗じた破綻の告知 判断力の低下による不安をあおる告知 靈感等による知見を用いた告知	消契法4Ⅲ③〔⑤〕 消契法4Ⅲ④〔⑥〕 消契法4Ⅲ⑤〔⑦〕 消契法4Ⅲ⑥
		心理的負担を抱かせる言動 契約前の義務実施 契約前活動の損失補償請求	消契法4Ⅲ⑦〔⑨〕 消契法4Ⅲ⑧〔⑩〕
不当条項規制	決定権限付与条項 後見開始の審判等のみを理由とする解除権付与条項		消契法8Ⅰ・8の2 消契法8の3

Ⅱ．消費者契約法の改正の経緯と残された課題

2. 残された検討課題－附帯決議等

(1)合理的判断ができない事情の不当な利用に関する課題

消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権(つけ込み型不当勧誘取消権)の創設

成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を防止するための法整備としても検討が要請

(2)9条1号「平均的な損害の額」に関する課題

「平均的な損害の額」の意義、「解除に伴う」などの要件についても必要に応じて検討

当該損害額を法律上推定する規定の創設等の立証責任の負担軽減に向け検討

(3)事業者による情報提供及び契約条項の開示に関する課題

消契法3条1項2号の事業者の情報提供における考慮要素について、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討

消費者が事前に消費者契約の条項を容易に知ることができるようにするための契約条項の開示の在り方について検討

Ⅲ. 「消費者契約に関する検討会」における検討と改正法案

1. 検討会報告書「考えられる対応」と改正法案の対照

(1)検討会報告書「考えられる対応」がほぼ法制化されているもの

「平均的な損害」	解約時の説明に関する努力義務の導入	改正法9Ⅱ
不当条項	サルベージ条項 消費者の解除権に関する努力義務	改正法8Ⅲ 改正法3Ⅰ④
消費者契約の条項の開示	定型約款の表示請求権に係る情報提供の 努力義務 適格消費者団体の契約条項の開示請求	改正法3Ⅰ③ 改正法12の3
消費者契約の内容に係る情報提供の努力義務における考慮要素		改正法3Ⅰ②

Ⅲ. 「消費者契約に関する検討会」における検討と改正法案

1. 検討会報告書「考えられる対応」と改正法案の対照

(2)検討会報告書「考えられる対応」が一部法制化されているもの

消費者の取消権	困惑類型の脱法防止規定	改正法4Ⅲ③(勧誘することを告げずに退去困難な場所へ同行した場合)
		改正法4Ⅲ⑨(契約前において原状回復を著しく困難にした場合)
	消費者の心理状態に着目した規定	改正法4Ⅲ④(消費者を威迫して第三者との相談を妨げて勧誘した場合)
「平均的な損害」	立証責任の負担を軽減する特則の導入	改正法12の4(適格消費者団体の要請に応じて損害賠償の額を予定する条項等に係る算定根拠を説明する努力義務)

Ⅲ. 「消費者契約に関する検討会」における検討と改正法案

1. 検討会報告書「考えられる対応」と改正法案の対照

(2)検討会報告書「考えられる対応」が法制化されていないもの

消費者の取消権	消費者の判断力に着目した規定	改正法3 I ②(事業者の情報提供努力義務における考慮事由〔年齢・心身の状態〕の追加)
「平均的な損害」	「平均的な損害」の考慮要素の列挙	消契法9②の解釈
不当条項	所有権等を放棄するものとみなす条項 消費者の解除権の行使を制限する条項	消契法10の解釈

2. 改正案の評価と法制化に至らない事項が残った理由ないし原因の整理・分析

(1)消費者の取消権について

(a)困惑類型の脱法防止規定

①不退去(1号)・退去妨害(2号)と②契約前の義務実施(7号)・契約前活動の損失補償請求(8号)を区別し、それぞれについて対象となる行為を具体化した規定－①勧誘をすることを告げずに退去困難な場所に同行した場合(消契法4Ⅲ③)と②契約前において原状回復を著しく困難にした場合(消契法4Ⅲ⑨)－が定められることになっている

①「**事業者の予見可能性**」とそれを確保する「**要件の明確性**」をみたすことが必要であるとすると、抽象度の高い規定にすることはできず、行為の外形的特徴が共通する(A)第1号・第2号と(B)第7号・第8号を区別し、それぞれについて対象となる行為を具体化して規定することになったものと考えられる

②**評価の余地のない要件**とすることが必要であるとすると、消契法4条3項に**すでに規定されている行為と同じ程度に特定された行為を規定**するほかない

③結果として、「受皿」となる規定というよりも、(A)第1号・第2号及び(B)第7号・第8号にそれぞれ規定された行為に準ずる行為を新たに規定することになっている

(1)消費者の取消権について

(b)消費者の心理状態に着目した規定

困惑類型の追加として、「消費者を威迫して第三者との相談を妨げて勧誘した場合」に限って**具体性の高い規定**(消契法4Ⅲ④)が設けられることになっている

①「消費者の心理状態に着目した規定」がこのように**困惑類型の追加**として限定されたのは、「**取消権は強い効果と事業者の行為規範としての機能を持つ**」ことから、「消費者にとっての使いやすさ」、「**事業者の予見可能性**」、「**要件の明確性**」という「要素が全て満たされることにより十全に機能することになる」という考え方が前提とされたことによる

②「正常な商慣習に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に対して働き掛ける」、「一般的・平均的な消費者であれば当該消費者契約を締結しないという判断をすることが妨げられることとなる状況を作成」する、「消費者の意思決定が歪められた」などという定式は、**考え方を示したもの**であり、「**事業者の予見可能性**」とそれを確保する「**要件の明確性**」をみたすことが必要であるとすると、このような形で新たに取消しを認める規定を定めることは難しい

③結果として、既存の困惑類型に位置付けた上で、「**消費者を威迫して第三者との相談を妨げて勧誘した場合**」に限った規定とし、さらに「予見性、明確性の観点」から「当該事業者以外の者と連絡する旨の意思を示す方法について**内閣府令**で定めることとしている

(1)消費者の取消権について

(b)消費者の心理状態に着目した規定

④ただし、特に成年年齢引下げにより、被害事例の質・量が変化するかどうかを注視し、問題が生じるようであれば、以上の課題を克服するための方策を検討する必要がある

(1)消費者の取消権について

(c)消費者の判断力に着目した規定

取消権を認める規定の法制化が見送られ、事業者の情報提供努力義務の考慮事由として「消費者の年齢、心身の状態」を追加した(消契法3 I ②)にとどまっている

(ア)「従来の取消権を超える側面」

- ①従来の消費者契約法の取消権では「事業者の行為が主たる要件」となっているのに対し、提案されている「消費者の判断力に着目した規定」では、「判断力の低下が主たる要件となる」が、「判断力の低下は事業者の行為によるものではない」ため、従来の取消権を超える側面がある
- ②「判断力の低下」を取消権の根拠とすること自体が否定されているわけではない
- ③「消費者の判断力に関する事業者の認識」が要件とされていれば、消費者の判断力が低下していることを事業者が知りながら、消費者の生活に著しい支障を及ぼすこととなることを知り、又は知っていたのと同視される程度の不注意をもってそのような契約を締結させたことは、「事業者の行為」とみる—したがって「従来の取消権」を超えないとみる—ことも不可能ではなかったかもしれない

(1)消費者の取消権について

(c)消費者の判断力に着目した規定

(イ)要件の明確性

①「取消権は強い効果と事業者の行為規範としての機能を持つ」ことから、「事業者の予見可能性」とそれを確保する「要件の明確性」をみたすことが必要であると考えられた

②検討会報告書では、判断力が低下していなければされることはないと考えられる行為を要件とすることを試み、自らの生活に著しい支障を及ぼすような内容の契約を締結したこと、及びそれについて事業者に故意又は重過失が必要であることを要件とすることを提案していた。しかし、生活に著しい支障を及ぼすかどうかはそれぞれの消費者の生活状況によって異なるため、取消しを認めるための要件として十分な確定性を備えていないと判断されたものと考えられる

(2)「平均的な損害」について

検討会報告書で「考えられる対応」として提案されていたもののうち、「平均的な損害」の考慮要素を列挙すること、及び立証責任の負担を軽減するために「積極否認の特則の規定」を設けることは、改正法では法制化が見送られ、消費者の求めに応じて算定根拠の概要を説明する努力義務（消契法9Ⅱ）と適格消費者団体の要請に応じて損害賠償の額を予定する条項等に係る算定根拠を説明する努力義務（消契法12の4）のみが法制化されている

- ①立証責任の負担の問題以前に、そもそも「平均的な損害」とは何であり、どのようにして算定されるものかということが明らかでないため、これを不当性の判断基準とすることの当否自体が問われることになっている
- ②事業者も、実際には、「平均的な損害」を念頭において損害賠償額の予定・違約金の金額を定めているわけではない可能性があり、そのような事業者に立証責任や説明義務を課すと、無理を強いるおそれもある
- ③9条2号に関する問題を解消するためには、「平均的な損害」に代わる基準を検討するほかない

(3)不当条項について

検討会報告書では、「**所有権等を放棄するものとみなす条項**」と「**消費者の解除権の行使を制限する条項**」を消契法10条の第1要件に例示することが提案されていたが、改正法では、いずれも法制化が見送られている

- ①10条の第1要件の例示は、もともと、明文の任意規定がある場合に限られない（不文法も含む）ことを示すことを目的としていた
- ②しかし、10条の第1要件に例示するものに、**一定の不当性を推認できることを要求すると、単に任意法規（不文法を含む）と異なるだけでなく、不当性を示す評価的な要素を挙げる必要が生じる**ことがほとんどである。そうすると、**第2要件との重複が生じることは不可避**である
- ③不当条項のリスト化については、10条とは別に、いわゆる**評価の余地を伴う基準を用いた規定とすることを検討する必要**がある

IV. 今後の課題ー「骨太の議論」に向けて

1. 法体系における民法・消費者契約法の位置づけと役割

(1)法体系における私法の基本法の役割

市民社会(社会・経済)における

①プリンシプルの提示

例: 権利の行使・義務の履行は信義にしたがい誠実に行わなければならない
権利の濫用は許されない
公序良俗に反する契約は無効とする
詐欺・強迫による意思表示は取り消すことができる 等

②行為規範(ルール)の提示

③紛争(の事後的)解決規範の提示

私法に固有の任務であり、他の法では代替できない

IV. 今後の課題ー「骨太の議論」に向けて

1. 法体系における民法・消費者契約法の位置づけと役割

(2)民法と消費者契約法

(a)債権法改正における検討とその結果

消費者契約法の規定を民法に組み込むことが検討されたが、それは実現しなかった

信義則・権利濫用等の規定の適用に際し格差の考慮を求める規定を民法に定めることが検討されたが、それも実現しなかった

格差を考慮したプリンシプル・紛争解決規範は、民法の外に求められる

(b)消費者契約法に求められる役割

民法の外で、格差のある関係一般について規律することは事実上不可能

消費者契約に関するプリンシプル・紛争解決規範を提示する法

＝消費者契約法

民法と特商法をはじめとした個別的な特別法の間に消費者契約法を定めた意味はここにある

IV. 今後の課題ー「骨太の議論」に向けて

2. 消費者法における消費者契約法の役割

(1)紛争予防のための行為規制

(a)公法的規制

ルールの明確化が不可欠

(b)自主的・自律的規制

ステークホルダー(の協働)によるルール形成

(c)私法規範による行為規範の形成

これも私法が果たしうる役割の1つ

努力義務もそのための1つの手段(プリンシプルを示すという意味もある)

ただし、**逸脱行動**を行う者に対しては、ソフト・ローは十分に機能しないため、**サンクションを伴うハード・ローによる規制**が不可欠になる

ー **公法的規制の必要性和重要性**

IV. 今後の課題ー「骨太の議論」に向けて

2. 消費者法における消費者契約法の役割

(2) プリンシプル・紛争解決規範の形成

ルール化(要件・効果を具体的に特定して規定する)の手法では、プリンシプルの提示はもちろん、紛争解決規範としての役割を十全に果たせないことを理解する必要がある

個々の問題領域に即した紛争解決規範(救済規範)の形成は、個別的な特別法に委ねる

消費者契約法にその要請をすべて取り込もうとすると、消費者契約に関し公正な解決をもたらす紛争解決規範を提示するという役割が十全に果たせないことになる

IV. 今後の課題ー「骨太の議論」に向けて

3. 民法の特別法としての消費者契約法の意義と可能性

(1) 民法の具体化の可能性

民法に定められた規範を消費者契約に即して具体化する規定を定めることも許容すべきである

「民法では認められないが、消費者契約では認められるもののみを定める」という考え方をとるべきではない

例えば、「消費者の『脆弱性』は人間の『脆弱性』そのものでもあり、消費者にのみ当てはまる事柄ではないため、消費者契約法に規定すべきではない」と考えるべきではない

IV. 今後の課題—「骨太の議論」に向けて

3. 民法の特別法としての消費者契約法の意義と可能性

(2)民法の(伝統的な)枠組みから離れる可能性

消費者契約に関する考慮から、民法の(伝統的な)枠組みから離れた要件・効果を設定することも許容すべきである

「消費者契約法も民法の(伝統的な)枠組みにしたがう必要があり、その枠組みを超えた規律を設けることは許されない」という考え方をとるべきではない

ただし、そうした規律を設けるためには、基本に立ち帰った丁寧な検討が必要

(a)「脆弱性」を考慮した救済規定の創設

取消しが認められるのは「意思表示の瑕疵」がある場合に限られるか？

「錯誤・誤認」「畏怖・困惑」「意思無能力・制限行為能力」では捕捉されない意思形成の障害を意思表示の取消事由として認めることはできないか？

(b)救済方法の柔軟化

無効・取消しとは異なる契約の拘束力からの解放を認める制度を創設することはできないか？

取消しに代えて、例えば原状回復的損害賠償(消費者が当該消費者契約によって負担した債務の額を損害額として推定する等)に限った損害賠償責任を認める規定を創設することはできないか？

V. 終わりに

1. 「事前規制から事後規制へ」の現実

必要な規制を定める際に、自由な経済活動を萎縮させないようにするために、規制の明確性と予測可能性が強く求められるようになった

この考え方が事後的な民事規制にも及び、私法規範の個別ルール化が進行している

結果として、公正な紛争解決の実現が阻害されている面がある

2. 「事前規制から事後規制へ」の本来の目的を実現するためには

①本来の目的

活力のある自由な活動の促進・公正な社会の実現

②プリンシプルの提示・事後規制

私法によるプリンシプルの提示・紛争解決規範による公正な解決への信頼を再確認

③事前規制

ソフト・ローの活用とともに、悪質な事業者を排除するための公法的規制を強化